

# お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)

☎029-288-3111

## お知らせ

### 住宅リフォーム資金を助成します

住宅の機能向上のために行うリフォーム工事に対し、経費の一部を助成します。(東日本大震災による被害の復旧のための工事は対象となりません)

**対象となる建物** 町内に所在する住宅(持ち家)

※店舗と併用されている場合は住宅部分のみ対象となります

**対象となる工事** 次のすべての要件を満たす工事

○平成23年4月1日以降に着工し、平成24年3月31日までに完了する、町内の施工業者が行う工事

○工事が10万円以上(消費税別)の工事

**申込資格** 次のすべての要件を満たす方

●町内に3年以上居住している助成の対象となる住宅の所有者である

●町税等及び各種資金の貸付にかかる返済等について申請日から過去3年間町税等の滞納がない

●対象となる工事について町で実施する他の同様の制度によ

る助成金の交付を受けていない

**助成金額** 工事費(消費税別)の10%で、上限10万円(千円未満は切り捨て)

**申込方法** 工事施工前に左記までお問い合わせください。施工の際の注意事項等をご説明します。申し込みの際には工事施工前・施工後の写真、見積書・領収書等が必要になります。ですのでご注意ください。

**申込期限** 平成24年2月29日

**申込先・問合せ**

都市建設課(内線261)  
☎029・288・3111

**自動車税・軽自動車税の減免について**

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方を常時介護し、生計を一にしており、その肩の生業、通院、通学等のために自動車・軽自動車を利用している方で、障害の程度や自動車の使用状況等が一定の要件に該当するときは、申請により自動車税や軽自動車税の減免を受けることができます。

※減免車は障害者1人につき1

台に限られます。

**申請受付期間・場所**

軽自動車税/軽自動車税納付書が届いた日から5月25日までに役場税務課または各支所に申請してください。

**自動車税/5月31日までに水戸県税務所に申請してください。**

**問合せ 軽自動車税のこと**

税務課(内線125)

☎029・288・3111

**自動車税のこと**

水戸県税務所

☎029・221・6768

健康福祉課

☎029・240・6550

## 募集

**母子家庭等自立促進対策事業  
医療事務講座受講者募集**

母子家庭等の自立促進を図るため、医療事務講座の講習会を行います。

**対象** 母子家庭の母または寡婦となり、おおむね7年以内の方で講座の全日程に参加できる方

**受講日程** 6月12日から11月22

日までの期間の土日・22日間  
午前10時〜午後4時(1日5

時間)

**会場** 母子福祉センター

**受講料** 教材費等6,000円  
(別途ボランティア行事用保険料がかかります)

**申込方法** 健康福祉課に設置してある申込書に必要書類を添付し左記申込先に提出してください。

**申込締切** 5月27日(金)

※2歳児以上の託児対応あり。

**申込先・問合せ** 母子福祉セン

ター(〒310・0065水

戸市八幡町11-52)

☎029・221・8497

## 広告



## 子ども手当の申請・届出は忘れずに行ってください

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6か月間、引き続きこれまでと同じ月額13,000円が支給されることになりました。

**支給額** 子ども1人につき月額13,000円

**支給対象となる子ども** 0歳から中学校卒業(15歳になった後の最初の3月31日)まで

**支給月** 平成23年6月(平成23年2月～5月分)、平成23年10月(平成23年6月～9月分)

既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方は、手続きする必要はありません。

◆子ども手当の受給対象者に次のような変更が生じた場合は各種請求書・届出書を提出してください

子ども手当関係届出・手続き一覧	
変更する内容	提出書類
○出生や転入など新たに受給資格が生じた場合は、申請した翌月から手当てが支給されます。	
出生などにより新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
出生などにより支給対象となる子どもが増えたとき	額改定認定請求書
支給対象となる子どもが減ったとき	額改定届
支給対象となる子どもがいなくなったとき	受給事由消滅届
○転居により住所を変更したときは届け出を行ってください。	
他の市町村へ住所を変更したとき	転出した市町村へ 受給事由消滅届 転入する市町村へ 認定請求書
同じ市町村内で住所を変更したとき	住所変更届
養育している子どもの住所を変更したとき	住所変更届等
○氏名に変更があったときは届け出を行ってください。	
受給者や養育している子どもの氏名に変更があったとき	氏名変更届等
○公務員になったとき、公務員でなくなったときは届け出を行ってください。	
公務員になったとき	健康福祉課へ 受給事由消滅届 勤務先⇒認定請求書
公務員でなくなったとき	健康福祉課⇒認定請求書

公務員を退職した方や独立行政法人・国立大学法人等団体職員の方、公営法人等へ派遣されている方も健康福祉課で手続きをしてください。

手続きが遅れると遅れた月分の手当てが受給できなくなりますのでご注意ください!

※平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550

広告

## ◆ 町職員採用試験を実施します ◆

平成24年4月1日付け採用予定の町職員採用試験を、職員採用統一試験により行います。

**採用区分及び採用予定人数** 事務（本庁または出先機関で一般事務従事）4人程度

**受験資格** 次に示す受験資格を有し、地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない方

○昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方または平成24年3月31日までに卒業する見込みの方

**試験日・試験場** 第1次試験 7月24日(日) 茨城大学水戸キャンパス(水戸市文京2丁目1-1)

第2次試験 9月上旬に実施(第1次試験合格者へ通知)

**試験内容** 第1次試験 教養試験(作文を含む) / 第2次試験 口述試験、身体検査

**給与** 職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。

大学卒/172,200円(学校卒業後、一定経験年数がある場合には一定金額を加算。その他各種手当あり。)

**申込方法** **申込用紙の請求** 申込用紙は直接コミュニティセンター城里2階の総務課に設置しています。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて名を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封してください。

**申込用紙の提出** 直接役場本庁舎2階に持参するか、郵送で提出してください。

**募集期間** 5月6日(木)～31日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土日を除く/郵送の場合は必着)

**申込先・問合せ** 総務課 人事給与G (〒311-4391 城里町大字石塚1428-25)

☎029-288-3111 (内線215)

※受験料は不要です。その他詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 平成23年度公民館講座受講者募集

各公民館では平成23年度の定期講座の受講者を募集します。お気軽にご参加ください。

詳しくは5月下旬に配布予定の「受講生募集」(受講申込書)の冊子をご覧ください。

**常北公民館** / ☎029-288-5575

木彫り教室、太極拳教室、リボン・アートフラワー教室、とんぼ玉教室、かるがもクラブ、寿大学、フラワーッキング教室、男の料理教室

**桂公民館** / ☎029-289-2220

いきいき塾、オカリーナ教室、大正琴教室、旬菜料理教室、気功教室、ヘルシーエクササイズ教室、大人の塗り絵教室

**七会公民館** / ☎0296-88-3210

パッチワーク教室、ヨガ教室、太極拳教室、絵画教室、編物教室、ビーズアクセサリー教室、生花・フラワーデザイン教室、表具掛軸教室、押花教室

**常北・地区公民館講座**

カラオケ教室(上古内)、手編み教室(上古内)、歌謡教室(春園)

**岩船地区公民館** / ☎029-289-4535

新舞踊教室、健康歌謡教室、ウクレレ教室、和風小物作り、書道教室、硬筆(ペン字教室)、カフェスタイル料理教室、絵手紙教室、中華料理教室

○その他1日講座も多数企画しています。

### 町職員人事異動

(課長補佐級以上)  
4月1日付(内前課等)

#### 特別職の就任

▽副町長 小山一夫

▽特別職の退任(3月31日付)

▽赤津康明(副町長)

#### 議会事務局

▽局長 仲田不二雄(開発公社)

#### 総務課

▽課長 三村主(議会事務局)

#### 税務課

▽課長 柏由美子(昇格)

#### 都市建設課

▽課長 矢内勝浩

(県派遣/4月16日付)

▽課長補佐 山口成治(昇格)

#### 会計課

▽課長 小林恵子(議会事務局)

#### 農業委員会事務局

▽局長 仲田均(昇格)

▽課長補佐 卜部光孝

(都市建設課)

#### 七会支所

▽支所長補佐 大貫真智子

(昇格)

#### かつら保育所

▽所長 加藤木憲子(昇格)

#### ななかい保育所

▽所長 石井富美子(昇格)

#### 派遣

▽社会福祉協議会 軍司修

(コミュニティセンター城里)

▽開発公社 五町義徳(保険課)

#### 新採用

▽税務課 仲田庸佑

▽町民課 鈴木瑛利佳

▽水道課 鯉渕健太

▽コミュニティセンター城里 近澤優希

退職(3月31日付)

▽田上勤(総務課長)

▽高橋洋造(税務課長)

▽加倉井一史(会計課長)

▽阿久津道男

(農業委員会事務局局長)

▽根本政夫

(七会給食センター参事兼所長)

▽田崎長子(かつら保育所長)

退職・茨城県へ復職

▽栗林俊一(都市建設課長)

## 平成23年度の児童扶養手当・特別児童扶養手当等の額が0.4%引き下げられます

児童扶養手当等の額は、物価変動に応じて改定されます。平成22年の物価が平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったため、平成23年4月分から手当額が0.4%引き下げられます。

各種手当		平成22年度(月額)	平成23年度(月額)
児童扶養手当	子1人、全部支給の場合	41,720円	41,550円
	子1人、一部支給の場合	41,710円～9,850円	41,540円～9,810円
特別児童扶養手当	(1級)	50,750円	50,550円
	(2級)	33,800円	33,670円
特別障害者手当		26,440円	26,340円
障害児福祉手当		14,380円	14,330円
健康管理手当		33,800円	33,670円

問合せ 健康福祉課 ☎029 - 240 - 6550

## 平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがある場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届け出によって加算を行うこととなります。

### 平成23年3月までは

受給権発生時にすでに生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、受給権発生時(※)から加算の対象となります。⇒ 受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

### 平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます

○平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。⇒ 平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。

○平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。⇒ 婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

### 障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給者とお子さんの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

#### 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

#### 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

問合せ ●障害年金加算改善法について

保険課 ☎029 - 288 - 3111(内線372)、水戸南年金事務所 ☎029 - 227 - 3251

●児童扶養手当額・児童扶養手当制度について 健康福祉課 ☎029 - 240 - 6550